

子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

1 概要

平成 27 年 3 月に策定した子ども・子育て支援事業計画については、国の基本指針において、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて本計画の見直しを行う必要があります。

平成 29 年 1 月末に内閣府が作成した「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）」を参考に、現在の状況（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実績）などから、計画の見直しが必要かどうかを検討します。

2 見直しの基準（作業の手引きより）

（１）教育・保育の見直しについて

平成 28 年 4 月 1 日時点の支給認定子どもの「実績値」と計画における「量の見込み」が、10%以上乖離している場合、見直しが必要とされます。

（２）地域子ども・子育て支援事業について

各事業の実施状況や利用状況が、計画における「量の見込み」と比較して大幅な乖離が生じている場合、見直しが必要とされます。

《参考 1》県が示した計画見直しのスケジュール（案）

時 期	県	市 町
平成 29 年 2 月 ～8 月		教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「提供体制の確保方策」の見直し作業
平成 29 年 9 月 ～10 月	見直し後計画の内容確認	（必要に応じ） 見直し後計画の数値等の修正
平成 29 年 11 月 ～平成 30 年 3 月	【平成 29 年 11～3 月】 見直し後計画（市町）の積み上げ、県計画の改定作業 【平成 29 年 11 月】	見直し後計画の子ども・子育て会議への付議

	中間とりまとめ状況について の子ども・子育て会議への報告 【平成 30 年 3 月】 県計画（見直し後）の子ども・子育て会議への付議	
平成 30 年 4 月～	県計画（改定後）施行	市町計画（改定後）施行

《参考 2》太子町子ども・子育て支援事業計画（2 ページ）

第1章 計画の策定にあたって

3. 計画の期間

この計画は、次世代育成支援行動計画を継承し、平成 27 年度を初年度として平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。さらに、この行動計画の推進にあたっては、年度ごとに計画の実施状況を把握・点検するとともに、5 年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により、見直しの必要性が生じた場合は、適宜計画の見直しを行っていくこととします。

《参考 3》教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

六 その他

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価
（略）

法の施行後、支給認定を受けた支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。・・・